

女性活躍加速のための重点方針2020

(令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

◆新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応(テレワークやオンラインの活用)

基本的な考え方

- 女性に対する暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援の充実
 - 女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押し
- 仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備及び社会全体での意識改革の推進
 - あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点の反映

I 安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」に基づく取組の強化(刑事法に関する検討、再犯防止、ワンストップ支援センターの強化、**教育・啓発等**)、**DV相談プラス**の実施や**民間エンルター**等の先進的取組の支援
- 困難を抱える女性への支援
非正規雇用労働者など困難に直面する女性への支援、**ひとり親**に対する支援体制の強化や就労支援、**養育費**の履行確保に向けた取組、**予期せぬ妊娠等**による**若年妊婦等**への相談支援、**新型コロナウイルス感染症**の影響の**調査・分析**
- 生涯を通じて女性の健康支援の強化
ライフステージに応じた**健康保持**の促進、**妊娠・出産**等に関する相談支援や**不妊治療**に対する支援
- スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進
女性の運動・スポーツへの参加促進に向けた**コンソーシアム**の設置、女子生徒が**健康に運動部活動を実施**するための顧問や**養護教諭**等との連携・協力の促進、**女性アスリート**の**セカンドキャリア**支援
- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づく地方公共団体の取組の更なる促進、**男女共同参画センター**の災害対応における**ネットワーク拡大**に向けた支援

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

- 国際的な協調及び貢献等
日本の取組の充実及び国際会議における議論への参画
- 子育て・介護基盤の整備
保育人材の確保や**子育てサービス**の提供、「介護離職ゼロ」に向けた受皿整備や**介護休業**等の定着の促進
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための意識改革、理解の促進
男女共同参画意識の形成を図るための学校で活用できる教育プログラムの開発、アンコンシヤス・バイアスを解消するための広報の在り方の検討やメディア業界と連携した情報発信
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備
働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討

Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

- 男性の暮らし方・意識の変革
配偶者の出産直後の時期の休業を推進する枠組みの検討など企業や国・地方公共団体における**男性の育児休業等**の取得促進、**男性の家事・育児等への参画**に向けた国民の意識の醸成
- 女性活躍に資する多様な働き方の推進
テレワークの推進、女性活躍推進法に基づく**中小企業への行動計画の策定等**に関する支援や**プラチナえるぼし認定**の取得促進、職場における**ハラスメント対策**、女性の**学び直し**や就業ニーズの実現
- 地域における女性活躍の推進
地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組への**地域女性活躍推進交付金**による**支援**、都道府県における**官民連携型のプラットフォームの設置・活用促進**を通じた女性等の新規就業支援、**地域特性の見える化**等を通じた各地方公共団体の取組の促進
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
女性の政治参画の状況や環境整備に関する調査・情報提供、**理工系女性人材の育成**や女性研究者の活躍促進、登用状況の周知や情報開示の促進・コーポレートガバナンスの改善に向けた検討等を通じた企業における**女性役員登用・育成**の推進

参考：これまでの女性活躍加速のための重点方針の成果

安全・安心な暮らしの実現

- 女性の健康増進に向けた取組
- 「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」(令和元年12月)
- ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの開始(平成27年度～)
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年5月成立)
- 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等の刑法の一部改正(平成29年7月施行)
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金の創設(平成29年度)
→ワンストップ支援センターを全47都道府県に設置(平成30年10月)
- 性犯罪被害相談電話番号の全国統一化(#8103)(平成29年8月～)
- 若年者を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進
- 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」(平成30年6月)
- DV対応と児童虐待対応との連携強化
- 官民連携したDV被害者支援の先進的取組を推進する交付金(令和2年度)

女性の活躍を支える基盤整備

- 保育の受け皿確保に向けた取組
→「子育て安心プラン」を前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿整備
(「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月))及び保育人材確保に向けた処遇改善等
→放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分、令和5年度までに計
約30万人分を整備(「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月))
- 幼児教育・保育・高等教育の無償化
→子ども・子育て支援法の改正(令和元年5月成立)、大学等修学支援法(令和元年5月成立)
- 介護サービスの基盤整備
→介護施設等の整備の補助メニューの充実(令和2年度～)
→介護職員の更なる処遇改善(令和元年10月～)及び多様な人材活用を図るため、高齢者
など介護の未経験者の参入を促すための「入門的研修」の普及(平成30年度～)等
- 住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記が可能(令和元年11月施行)
- 乳児用液体ミルクの製造・販売が可能(平成30年8月)

あらゆる分野における女性の活躍

<制度等>

- 女性活躍推進法の成立(平成28年4月全面施行)、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等と
内容とする改正(令和2年6月、令和4年4月施行)
- 公共調達の取組指針に基づく加算評価の取組を開始(平成28年度～)
→国及び独法等の平成30年度実績:金額 約1兆2,100億円、件数 約9,500件
- 地域女性活躍推進交付金の創設・充実(平成29年度～)
- 男女雇用機会均等法等改正(セクハラ防止対策の強化等:令和2年6月施行)
- 働き方改革関連連法(平成30年6月成立)
- 保育所に入れない場合等の育児休業期間の延長等を盛り込んだ育児・介護休業法の改正(平成29
年10月施行)
- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)及び「国家
公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月)の策定・同
指針を踏まえた取組計画に基づく施策の推進
- 両立支援等助成金(出生時両立支援コース)の創設(平成28年度～)、(再雇用者評価処遇コース)の
創設(平成29年度～)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立(平成30年5月施行)

<事業展開>

- テレワーク導入に向けた支援
- 政治分野・経済分野における「見える化」の促進
- 役員候補となる女性リーダー育成のモデルプログラム策定及び
研修の試行的実施(平成28年度～)
- 学び直しの促進に向け、要件を満たしたプログラムを60時間以上
学修することで、履修証明書の交付が可能(平成31年4月～)、履修
証明制度での学修に対して単位授与が可能(令和元年8月～)
- 「イクメンプロジェクト」「さんきゅうパパプロジェクト」「おとう飯”始
めよう」キャンペーンなどにより、男性の家事・育児等の参画促進
- 理工系女子応援ネットワークの構築(令和2年3月:197団体)
→夏のリコチャレ(令和元年度実績:100団体179イベント実施、約36,000名参加)
- WAW!(国際女性会議)の開催(平成26年～、5回開催)

女性活躍加速のための重点方針 2020

（女性に対するあらゆる暴力の根絶部分抜粋）

令和 2 年 7 月 1 日

すべての女性が輝く社会づくり本部

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性が安全に、安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の推進のための大前提となるものである。女性に対する暴力の実態（「男女間における暴力に関する調査（平成 29 年度）」。20 歳以上の男女 5,000 人を対象。）については、無理やりに性交等された被害経験のある女性は 13 人に 1 人（有効回答数：女性 1,807 人中 141 人）、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の被害経験のある女性は 3 人に 1 人（有効回答数：結婚経験のある女性 1,366 人中 427 人）と、性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力等の被害は引き続き深刻な社会問題となっている。

DV については、配偶者暴力相談支援センターに対する相談件数が平成 26 年度以降連続して 10 万件を超え高止まりの状況にあり、警察における配偶者からの暴力事案等の相談件数も 8 万件を超え、年々増加している。また、児童虐待との関連性についても指摘されていることから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要な民間の支援団体との緊密な連携、DV の加害者対応の在り方の検討、児童虐待対応と DV 対応との連携強化など、これまで以上の対応が求められるところである。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の問題に関連して DV 等の増加・深刻化などが懸念されている。

性犯罪・性暴力については、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに寄せられる相談件数が 4 万件を超え、中学生以下の被害相談が多数寄せられている。さらに、SNS 等を通じた被害等若年層への性被害の深刻化が見受けられることから、本年 4 月より、内閣府を中心として、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省が連携して性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議を開催し、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）をとりまとめ、今後 3 年間で集中強化期間として、取組を強化することとしている。

このような状況を踏まえつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組について、より一層強力に進めていく必要がある。

（3）配偶者等からの暴力への対策の推進

①新型コロナウイルス感染症に伴う DV 等対策の推進

新型コロナウイルス感染症の問題に起因する生活不安・ストレスからの DV の深刻化が懸念される中、被害者が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるよう、当面、24 時間対応の電話相談及び SNS や電子メールを活用した相談を実施する。また、DV や児童虐待等に関する相談等に対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図るとともに、子ども食堂・子どもへの宅食などの民間団体等を活用した子どもの見守り支援等を強化する。

②民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進

DV 被害者等を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組（①

受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）についてパイロット事業を実施し、これにより得られるニーズに応じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等を行う。

民間シェルター等における被害者支援に関する情報やノウハウの共有等を通じた地域における被害者支援の充実を推進するため、民間シェルターのネットワーク強化に向けた取組を促進する。

また、社会福祉法人による DV 被害者等への一時的な避難場所の提供について、事例の把握や検討を進める。

婦人相談所において一時保護された被害者等が、地域で自立し、定着するための支援に関する地方公共団体と民間シェルター等との連携・協働について、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」中間まとめを踏まえ、引き続き促進する。

被害者への対応に当たっては、被害者に障害等様々な背景を有する者が含まれていることに十分留意しつつ、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう、きめ細かい配慮を行う。

③配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の施行状況、配偶者等からの暴力に係る相談内容や被害の実態、制度の利用状況等を把握するとともに、今後の在り方について、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において検討を行い、令和 2 年度末を目途に一定の取りまとめを行う。

また、その際、配偶者暴力防止法の一部改正を含む児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の附則検討条項に基づき、通報対象となる配偶者からの暴力の形態並びに保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大等について検討を加える。

④加害者プログラムを含む DV 対策の推進

加害者プログラムを含む加害者対応に関する取組は被害者（子供も含む。）の安全・安心を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を実施する。また、危険度に応じた被害者支援及び加害者対応の促進のため、リスクアセスメントに関する検討を行うとともに、加害者更生プログラムを地方公共団体と連携して試行的に実施し、DV の加害者の地域社会内における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加える。

⑤DV 対応と児童虐待対応との連携強化

被害者（子供も含む。）に対する保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等の DV 対策に関連性を有する関係機関による協議会の活用を促進するほか、医療関係者に対する協議会への

参加の呼び掛け等に努める。また、広域対応を含む関係機関間のより柔軟な連携の在り方について具体的に検討・共有することにより、個別事案における情報共有の在り方を含めた関係機関相互の連携体制の一層の整備・強化に取り組む。さらに、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会等 DV 対策に関連性を有する既存のネットワークとの連携や児童虐待防止法に基づく重大事例検証における DV 対応の観点を含めた検証など、児童虐待関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについて検討する。

2019 年度に策定した DV 対応機関と児童虐待対応機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた対応の在り方に関するガイドラインを活用等することにより、各機関相互の連携体制の強化を図る。

配偶者暴力相談支援センター及び DV 被害者のための民間シェルター、並びに児童相談所等を対象として、DV と児童虐待の特性、関連性等に関する理解の促進を図るための官民連携による研修等を実施する。

⑥婦人保護事業の見直しの検討

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等を始め、婦人保護事業の運用面の見直しを引き続き進めていく。また、同検討会の中間まとめを踏まえ、婦人保護事業の見直しについての検討を加速する。

⑦市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等

市町村において配偶者暴力相談支援センターの設置が進まない都道府県における実態把握等を行いつつ、引き続き同センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。

経済財政運営と改革の基本方針 2020（抜粋）
（令和2年7月17日 閣議決定）

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

（3）新しい働き方・暮らし方

②少子化対策・女性活躍

（略）

「女性活躍加速のための重点方針 2020」⁴⁵に基づき、養育費確保の実効性向上策等を着実に実施しつつ、健康支援や地域における女性活躍を推進するとともに、新たな男女共同参画基本計画を年内を目途に策定する。

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」⁴⁶に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化する。感染症に伴うDVの増加、深刻化を踏まえ、相談支援体制の充実などDV対策を強化する。また、安全・安心な面会交流のための具体策を検討する。

45 令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。

46 令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとする 것과歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。

経済財政運営と改革の基本方針 2019（抜粋）
（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）

第 2 章 Society5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

（1）少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

⑧女性活躍の推進

「女性活躍加速のための重点方針 2019」³⁶を着実に実施しながら、女性活躍情報の「見える化」の深化や地域の多様な主体による女性活躍等の取組支援、女性リーダーの育成、女性に対するあらゆる暴力根絶、女性活躍を支える制度や基盤の整備等を進める。

育児休業を希望していても申請できない男性が多くいること等を踏まえ、制度的な改善策を含めて検討し、男性の育児休業取得を一層強力に促進する。

様々なハラスメントの防止など女性の就業・登用のための更なる環境整備を推進及び仕事と時間的制約との両立を支援するため時間休制度の拡大などの休暇制度改革を検討するとともに、民間シェルターなどの先進的取組の促進やワンストップ支援センターの運営支援及び質の向上、婦人保護事業の見直しの検討の加速など、生きづらさを抱える女性に対する支援等を政府一体となって進めること等の取組を推進する。

36 「女性活躍加速のための重点方針 2019」（令和元年 6 月 18 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）。

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての 基本的な考え方(素案)【案】概要

目次

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

○女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む**重大な人権侵害**である。

○暴力は、身体を傷つけるのみならず、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来たし、**貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題**である。また、女性に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正が欠かせない。

○被害者支援に当たっては、**暴力の形態や被害者の属性等にきめ細かく対応**する視点が不可欠である。

○ICTの進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は一層多様化しており、迅速かつ的確に対応していく必要がある。

○暴力の当事者とならないうための教育を始めとした**暴力を容認しない社会環境の整備**等、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図る。

○暴力の被害者に対しては、行政と民間が連携し、**専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある**。

○新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、DVの相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした**非常時にも機能する相談手法も含めた相談体制支援の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進める**ことが重要である。

○国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence）という表現が使用されており、性別に起因する、**多様な暴力の被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要である**。

基本認識

- 暴力の当事者とならないうための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に推進する。
- 年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談に繋がりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る。
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までを性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、**実効性ある取組を推進**する。
- 被害者が躊躇せずに被害を訴え、相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係府省が連携し、**被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進める**。
- 広報啓発による**性暴力等を許さない気運の更なる醸成**を図る。
- 子供や若年層であっても**性暴力を認識し、加害を行わず、被害に遭った場合は被害を認識し、訴えることができるよう低年齢からの教育に関する取組を推進**する。
- 子供、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに留意しつつ適切に保護及び支援を受けられる体制整備を推進する。
- SNS等を通じて性暴力を防止するため、これらのツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策を推進する。
- 被害者支援については、どの地域においても質の高い支援が受けられるよう**相談体制の充実**を図る。また、地方公共団体や民間団体等の関係機関が広範に連携し、被害者情報の保護を徹底するとともに、被害者のニーズに沿った保護、自立支援等の取組を、**被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、切れ目なく行う**。
- 被害者自身が加害者の下から離れることを求める現状の支援に留まらず、加害者対応を含め、被害者の安全を確保しつつ、現在の生活を維持しながら問題を解決するため、**新たな支援の在り方を検討**する。
- ストーリー事案に関する被害者等からの相談窓口を充実させるとともに、民間団体を含めた関係機関が連携して、**被害者等の適切な避難等、迅速・的確な支援を行う**。
- セクシュアルハラスメントについて、意識改革、被害者が**相談を受けられる体制整備、行為者に対する厳正な対処、再発防止等**を推進する。
- 関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係行政機関、国際機関、NGO等とも協力して、総合的かつ包括的な**人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策**に取り組んでいく。
- 政府及び多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、**被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進**する。
- 売買春の被害からの**女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組**、若年層等への啓発活動を促進する。

第5次男女共同参画基本計画策定に当たって の基本的な考え方（素案）【案】

（第5分野一部抜粋）

令和2年7月

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【基本認識】

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- 性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に引き続き的確に対応する必要がある。
- 暴力は、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題である。また、暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違い等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正が欠かせない。
- 被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、立場を利用した支配が暴力の背景にあり、加害者との関係から被害を訴えにくいなど、背景事情に十分に配慮する必要がある。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等にきめ細かく対応する視点が不可欠である。
- さらに、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要がある。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力の当事者とならないための教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図る。
- 関連法令について、近年の改正内容を含め、その周知を徹底するとともに、加害者処罰など厳正な執行を通じて、暴力を決して許さないという強いメッセージを社会に発信する。
- 暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援にいたるまで、行政と民間団体とが連携し、時代とともに多様化する女性が抱える困難への対応とも連携しながら、専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要である。

- 国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力 (Gender-Based Violence) という表現が使用されており、性別に起因する、多様な暴力の被害者に対する支援の充実や相談に対応できる体制整備が必要である。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(1) 施策の基本的方向

- 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援に当たっては、中核的な役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、相互に連携して取り組む。
- 被害者支援については、どの地域においても質の高い支援が受けられるよう多様な相談手段を活用しながら相談体制の充実を図る。被害者支援の基礎となる統計や調査について検討し、中長期的な支援ニーズも含め、被害者のニーズを把握する。また、地方公共団体や民間団体等の関係機関が広範に連携し、被害者情報の保護を徹底するとともに、被害者のニーズに沿った保護、自立支援等の取組を、性別や国籍等を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、切れ目なく行う。
- 被害者自身が加害者の下から離れることを求める現状の支援に留まらず、加害者対応を含め、被害者（子供も含む。）の安全を確保しつつ、現在の生活を維持しながら問題を解決するため、新たな支援の在り方を検討する。
- 各種給付や面会交流等の制度等の検討や運用に当たっては、配偶者からの暴力の被害者やその子供の置かれる状況に十分に配慮する。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正等を踏まえ、配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との実質的な連携協力を強化するため、情報共有の在り方の検討を含め、関係機関間の具体的な取組を促進する。
- 暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、いわゆるデートDVを含めた予防啓発や教育・学習を充実する。

(2) 具体的な取組

- ① 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第8条に基づき、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる配偶者からの暴力被害者の範囲の拡大、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、検討を行う。
- ② 被害の防止、被害者のニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、

緊密に連携しつつ取り組む。

- ③ 被害者支援等を行う民間団体の支援を進めるとともに、地域において、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、ICTの活用等も含めた効果的かつ効率的な関係機関間及び民間シェルターや自立支援施設など民間団体等との間の緊密な連携を進めるための施策を推進する。
- ④ 被害者等のための民間シェルター等が行う先進的な取組の推進や調査研究の実施など、被害者支援の充実を図るとともに、一時保護解除後の被害者等に対する民間シェルター等を通じた自立支援、定着支援等の取組を行う。
- ⑤ 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身共に傷ついていることに留意し、不適切な対応により被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう配慮することを徹底する。
- ⑥ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。
- ⑦ 配偶者暴力相談支援センターにおいては、プライバシーの保護、安全と安心の確保、受容的な態度で相談を受けることなど、被害者の人権に配慮した対応を行うよう促す。また、全国共通短縮番号の周知やSNS等を活用した相談等を推進するとともに、夜間・休日を問わず相談につながりやすい体制の充実を促す。
- ⑧ 現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。
- ⑨ 被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。
- ⑩ 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策の実施に努める。また、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて迅速な被害者保護を実現するために必要な検討を行う。
- ⑪ 被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。
- ⑫ 被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥ることがあるため、配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間シェルター等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。
- ⑬ 配偶者からの暴力の被害者を含め、包括的・総合的に支援を行う自立相談支援機関

において、中長期的な自立支援を行う。

- ⑭ 被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。その際、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行う。
- ⑮ 配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進する。
- ⑯ 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、いわゆるデートDVを含めた若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者を含めた被害者からの事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討 ○出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底 ○二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）の尊さを学ぶ教育、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程 ○毎年4月にフォローアップ ○性暴力の実態把握

新型コロナウイルス感染症対策に係るDVへの対応状況について

＜基本的認識＞

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されている。

（※ 4月5日に国連事務総長が発出したメッセージでも、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしている。）

＜新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）＞

- 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
 - ・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待

＜政府における対応＞

1. 相談体制、保護機能の確保等

- 各都道府県に対して、4月3日付け内閣府・厚生労働省連名事務連絡により、以下のことを要請済み。
 - ・相談対応から保護に至るまでの支援について、継続的かつ迅速な対応の実施
 - ・DV被害者が直接、民間施設等に保護を求めた場合には、まずは速やかに被害者の安全を確保し、一時保護を開始
- 最寄りのDV相談センター連絡先（DV相談ナビダイヤル：0570-0-55210）の情報発信の強化

2. 橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージ（4月10日）

・電話（4/29から24時間化）
・SNS・メール相談
・外国語対応（5/1から10言語）

3. 相談体制の拡充（4月7日の緊急経済対策で閣議決定） 4月20日DV相談+（プラス）開始

4. 特別定額給付金（1人10万円）について、配偶者からの暴力を理由とした避難者への給付を可能とする手続

（4月22日 総務省、内閣府、厚生労働省から、自治体担当課に、それぞれ事務連絡）

新型コロナウイルス問題に伴うDVへの対応に関する 橋本内閣府特命担当大臣(男女共同参画)からのメッセージ (令和2年4月10日)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されております。今月5日にアントニオ・グテレーレス国連事務総長が発出したメッセージにおいても、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしています。

DVを含め女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。また、被害にあわれた方が、相談し、支援や保護を受けられることが必要です。

内閣府と厚生労働省は、今月3日、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応を依頼しました。

また、DVに悩んでいる方が最寄りの配偶者暴力相談支援センターに相談できるよう、全国共通の相談ナビダイヤルを設けています。電話番号は、0570-0-55210です。夫婦の間で「暴力を振るわれている」「辛い」と感じたら、まずは、こちらに相談してください。

また、緊急の場合には、ためらわずに110番通報をしてください。

緊急に身の安全の確保が必要な場合には、全国の婦人相談所一時保護所等において、適切に保護を行う体制を整えていますので、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

さらに、今後のDVの深刻化に備えて相談窓口を拡充することを、4月7日に閣議決定した「緊急経済対策」に盛り込みました。深夜・休日にも対応できる相談窓口の設置を行うとともに、家庭内で電話をしづらい環境にいる方も相談できるよう、SNSやメールによる相談を速やかに実施し、被害者支援体制の拡充を行ってまいります。また、新たな相談窓口についても、周知を図ります。

配偶者等からの暴力（DV）で不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談してください。また、周りで被害に困っている方がいる場合には、是非、この情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながることができるよう御協力をお願いします。

DV相談体制の拡充

内閣府男女共同参画局

【DV相談ナビダイヤル】

0570-0-55210



最寄りのDV相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談

つながり はやく

0120-279-889

SNS相談

※毎日12時～22時

メール相談

同行支援

保護

緊急の宿泊提供



soudanplus.jp

外国語相談にも対応

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

WEB面談も実施

DV相談の件数について

配偶者暴力相談支援センター

4月	13,471件	(前年同月比約3割増)
5月	13,259件	(前年同月比約2割増)
6月	12,450件	(前年同月比約2割増)

＜※特別定額給付金に関する問い合わせを除く。7月27日時点の暫定値。＞



(4月20日～7月26日までの98日間)

電話相談	9,524件	(1日平均約97件)
メール相談	2,431件	(1日平均約25件)
SNS相談	2,286件	(1日平均約23件)

特別定額給付金（1人10万円）についての 「配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援」

事前申出手続

< 居住市町村に申出 >

※事前申出期間（4月24日～30日）
を経過後も事前申出ができる。

対象者の要件：次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止法に基づく **保護命令** を受けていること
- ② 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する **証明書**」又は、
配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間支援団体が発行する **確認書**（特別
定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書）が発行されていること。
- ③ 令和2年4月28日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳
の閲覧制限等の **支援措置** の対象となっていること。

※①②の書類は、事前申出時に提出できない場合には、給付申請時に提出さればよい。

※2019年のプレミアム付商品券等で対象者の要件であった「医療保険上、配偶者と異なる
世帯に属すること、又は配偶者の被扶養者となっていないこと」を要件とはしていない。

- 世帯主でなくとも、**DV避難者が、同伴者の分を含め、特別定額給付金を申請できる。**
- 申出者等の支給分は、世帯主（配偶者等）には支給しない。（支給済みの場合は返還）

給付申請手続

< 居住市町村に申請 >

第31回新型コロナウイルス感染症対策本部における安倍総理発言（抜粋） （令和2年4月24日）

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、生活不安やストレスによる児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害等のリスクが高まっています。社会不安が高まる中で、社会的に弱い立場にある人々をしっかりと守っていただくことが政府の務めです。

このため、児童虐待防止対策については、何よりも子供の命を守ることを最優先に、様々な地域ネットワークを総動員して、子供や家庭の状況を定期的に把握することについて、厚生労働大臣を中心に各大臣がしっかりと協力して、取り組んでください。

DV防止対策についても、4月20日から新たな相談窓口を設置しました。0120-279-889（フリーダイヤルつなぐ・はやく）です。来週、29日からは24時間対応いたします。児童相談所虐待対応ダイヤル189、いちはやくと併せ、周知を図ってまいります。さらに、家族が家に居るため相談しにくいとの声もあることから、電話だけでなく、SNSやメールによる相談も受け付けます。給付金についても、DVで避難している被害者に直接届くよう、対応してまいります。引き続き、民間シェルター支援の充実を含め、施策の充実に取り組んでください。

児童虐待防止対策とDV防止対策を連携させ、家庭内での暴力の根絶や被害者の支援に向けて、政府を挙げて取組を強化していく必要があります。関係閣僚においては、一層の取組の強化をお願いします。

趣旨

地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け、加害者更生プログラムの実施に係る基本的な考え方（実施基準等）に関する海外文献調査を実施するとともに、地方公共団体及び加害者更生プログラムを実施している民間団体等に対するヒアリング調査を実施し、加害者更生プログラムの実施に係る基本的な考え方の方向性と課題について検討する。

検討会スケジュール及び主な検討事項

検討スケジュール

- **第1回（令和元年9月5日）**
 - ・本事業の概要と進め方について
 - ・海外文献調査について
 - ・ヒアリング調査について
- **第2回（令和元年11月18日）**
 - ・地方公共団体へのヒアリング
- **第3回（令和2年1月20日）**
 - ・報告書骨子について
 - ・論点の整理と検討課題について
- **第4回（令和2年3月3日）**
 - ・報告書（案）について

検討の論点

- ・ DV防止法等改正附則第八条に基づく地域社会における加害者更生プログラムの在り方
- ・ 地方公共団体により加害者更生プログラムを実施するにあたっての課題の整理、基本的な考え方
- ・ 民間団体との連携の必要性、課題
- ・ 海外文献調査及び地方公共団体、民間団体に対するヒアリング結果の分析

構成員

【五十音順、◎座長、敬称略、役職は令和元年度4月1日現在】

大谷 あおい	カウンセリングオフィスフラミンゴ
菊池 安希子	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部室長
◎中村 正	立命館大学理事補佐・学長特別補佐、 人間科学研究科教授
原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
山崎 菊乃	NPO法人 女のスペース・おん 代表理事
(オブザーバー)	
東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課	
東京ウィメンズプラザ	
神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課	
京都府府民環境部男女共同参画課	
法務省	
警察庁	

1 背景

- 「DV防止法」では、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究の推進に努めることとされている。
- 女性活躍加速のための重点方針2019においては、加害者更生に関する取組は被害者の安全を確保するための手法として有効であるとの認識に立ち、関係省庁と連携しつつ調査研究を行い、地域社会内において加害者更生プログラムを含む加害者対応と運動させた包括的な被害者支援体制の構築について検討することとされている。
- 令和元年6月に公布された児童福祉法等の一部改正法（附則第8条第2項）においては、施行後3年を目的に、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定され、令和4年6月を期限とした積極的な検討を求められている。

2 検討会の設置

【検討会委員】
大谷 あおい
菊池 安希子
◎中村 正
原 健 一
山崎 菊 乃
(敬称略・五十音順、◎は委員長)
カウんセリングオオフオィスフラミンゴ
国立精神・神経医療研究センター
地域・司法精神医療研究部室長
立命館大学理事補佐・学長特別補佐
人間科学研究科教授
佐賀県DV総合対策センター所長
NPO法人 女のスペース・おん 代表理事

【オブザーバー】
法務省、警察庁、東京都、神奈川県、京都府

4 当面の進め方

- プログラム実施にかかる規定や指針等はなく、現状では、民間団体により、任意参加者を対象としたプログラムが実施されているのみ。
- 近年、被害者が逃げずに安全確保できるような制度を求める声も高まりを見せており、新たな加害者対応としてプログラムの実施に寄せられる期待も大きい。
- 児童福祉法等の一部改正法附則により、令和4年6月を期限とした積極的な検討を求められている。



3 現状の整理

(1) 被害者支援の一環としてのプログラムの位置づけ

- プログラムの第一の目的は、被害者の安全を高め、加害者に自らの暴力の責任を認識させること。
- 自らの加害行為を認識していない加害者に、自らの行為を振り返る機会を与えることで、暴力を振るわなくなること、また将来の加害行為を防止することは、被害者支援にあたると考えられる。
- パートナーがプログラム受講を受け入れているケースを中心としつつ、その他のケースは更に検討を継続する。

(2) プログラムの名称

- プログラムの効果の検証が今後に待たれている現状では、「更生」よりは、抑止的な効果が期待されるという程度の想定において実施をしていくべきという意見も挙げられた。
- 本報告書では、「更生」という言葉を含まない、「DV加害者プログラム」と表記する。

- 地方公共団体を実施主体として、民間団体と連携し、現行法制度の枠内で実施可能なプログラムの在り方について検討する。
- 国の補助事業として地方公共団体と民間団体が連携したプログラムの試行実施を行い、被害相談等からプログラムに繋ぐルートを開拓する。
- 試行実施の検証結果等を踏まえ、地方公共団体で活用可能なガイドライン、実施団体や実施プログラムの最低基準を策定する。
- 被害者の安全確保が最優先であることに十分留意する。

(1) 受講対象となる暴力の範囲

- ✓ 軽度の身体的暴力や精神的暴力、保護命令が発せられた加害者が対象。
- ✓ 重度の身体的暴力等（ハイリスクケース）やアルコール・薬物依存等是对象外。

(2) 受講対象者

- ✓ 刑事事件で立件された加害者や公判係属中の加害者は、ハイリスクである可能性が高いことから対象外。
- ✓ 離婚調停中の加害者は、面会交流等に好影響を与える可能性もあるため、排除しない。

(3) 受講条件（同居の有無）

- ✓ 同居中の加害者も対象（事前面接によりハイリスクの場合は対象外）。
- ✓ 被害者の希望を要確認。

(4) パートナーへの連絡

- ✓ プログラムの効果は被害者にしか判断できないとの意見もあるほか、被害者に過度の期待を抱かせないことも必要であるから、原則、被害者に連絡を取る。
- ✓ ただし、パートナーと連絡を取りがたい場合は、連絡が取れないことをもって受講を除外するものではない。

(5) 募集方法

- ✓ HPで募集を行う場合は、リスクアセスメントシートの活用やインテークの手続き等、何らかのスクリーニングを実施する必要がある。
- ✓ 自治体又は近隣県の男性相談窓口から受講につなげる流れを構築できるとよい。
- ✓ DVセンターにおいて被害者に示す支援の選択肢にプログラム受講を追加。（ただし、被害者自身や担当弁護士等が加害者に対してプログラム受講を勧めることとし、DVセンターは加害者と接触しない。）
- ✓ 警察において、加害者にプログラム受講を案内したり、被害者に示す支援の選択肢にプログラム受講を追加する。

29 ⇒自治体の実状に応じて受け入れレートを選択することが望ましい。

(6) 参加費の徴収

- ✓ 受講者から、テキストの印刷等にかかる実費程度の参加費を徴収。
- ✓ 加害者のスクリーニングに係る費用は、試行実施であることを鑑みて行政が負担する。

(7) プログラムの実施回数及び内容

- ✓ 試行実施の段階では18～21回程度が適切。長期プログラムの効果も検証すべき。
- ✓ 来年度は、民間団体が採用するプログラムを活用し、実施回数等をアレンジして試行実施する。

(8) 実施体制

- ✓ 加害者対応はプログラムを実施する民間団体が行い、被害者対応はDVセンター又は民間団体等の被害者支援機関が行い、情報を共有する。

(9) 関係機関との連携体制

- ✓ 被害者の安全確保のため、緊急時の警察への通報体制の整備が必要。
- ✓ 医療機関や学校、福祉事務所等の機関へプログラムの周知をはかり、加害者を適切なプログラムにつなぐ仕組みも重要。
- ✓ 将来的には、個人情報共有に関する制度化が検討課題。

(10) パートナーに対する支援

- ✓ 将来的な課題として、被害者や被害母子への支援プログラムを提供している民間団体や自助グループと連携してつないでいく仕組みの構築が重要。

(11) 情報共有の在り方

- ✓ 被害者支援を行う機関と加害者対応を行う民間団体は、支援検討会議を定期的に開催するとともに、メール等で双方にとって必要な情報を共有。
- ✓ 原則、プログラム中に把握した個人情報・状況は相手方に伝えないが、被害者が希望する場合、加害者の同意を得た上で加害者の情報を整理し精査して伝えることも可能。

(1) 受講対象となる暴力の範囲

- ✓ 諸外国においてもハイリスクの加害者は除外されているケースが多い。

(4) パートナーへの連絡

- ✓ アメリカ合衆国イリノイ州：被害者へのコンタクトは必須とはされておらず、状況によって判断。
- ✓ アメリカ合衆国カリフォルニア州：被害者のカウンセリングは必須事項。

(5) 募集方法

- ✓ 男性相談窓口と併せた広報啓発方法の工夫
(例：オーストラリア・ビクトリア州「No to Violence」)

(6) 参加費の徴収

- ✓ 任意参加の場合は費用発生。裁判所命令等による強制参加の場合も基本的に受講者は費用の支払い義務がある国が多い。
- ✓ 費用が払えない人に対する救済措置として、スライド制や上限額を導入している国もある。

(8) 実施体制

- ✓ 厚生労働省に相当する省庁が所管または主導
・オーストラリア・ビクトリア州
- ✓ 司法機関が所管または主導
・カナダ・オンタリオ州ウオータールー地域、アルバータ州カルガリー
・オーストラリア・ニューサウスウェールズ州

(9) 関係機関との連携体制

- ✓ 緊急時、多機関連携体制の仕組みに警察が入っている国・州では必要に応じて警察の介入が可能。
- ✓ オーストラリア：連邦研究機関が構築したリスクアセスメントの方針に則り、各州でアセスメントを策定。
- ✓ カナダ・カルガリー：各機関の目的によりアセスメントツールを使い分け

(11) 関係機関との連携体制

- ✓ カナダ・カルガリー：警察、司法機関、ソーシャルワーカー、民間機関の多機関連携での体制を整備。警察でDV事案を確知した場合に情報共有。
- ✓ オーストラリア・ビクトリア州：ポータルに事案を入力し、連携している多機関が情報を共有。

◆ 中村 正座長

- ✓ 動機形成の程度はそれぞれ異なるが、脱暴力への要支援ニーズが存在し受講への経過のなかではリスク評価が必要である。
- ✓ 脱暴力支援には相当な実践力が要請される。さらに加害者臨床については動機の低い男性たちの行動と意識変容を促す必要から、単なる心理臨床ではないこともあり、臨床家・実践者には継続的な研修が必要となる。
- ✓ 加害者プログラムへの入り口整備が必要であり、そして暴力を容認する傾向のある社会の改革も必要である。

◆ 大谷あおい委員

- ✓ ひどい虐待があればDVがあっても面会交流は行うとする裁判所の方針のもと、面会交流が勧められる。被害者が離れることによってのみでは、被害者の安全は図れない状況がある。
- ✓ 加害者は、何が暴力でどのように傷つけたのか、被害者がその影響でどういう状態にあるのか等を知る機会もなく、放置されているともいえる。
- ✓ 官民が連携しながら、その地域に合った形で実践が行われていくことを期待する。

◆ 菊池安希子委員

- ✓ 配偶者間/パートナー間暴力 (IPV) のリスクアセスメントの目的は、再加害/再被害のリスク判断を行い、その結果をもとにリスクマネジメントの計画を立てて実行することにある。
- ✓ IPVリスクアセスメントを使用するにあたっては、どのような現場で、誰からのどのような情報が入手可能で、結果をどのように用いるかを検討の上、適したツールを選ぶ必要がある。さらに、日本で使用する際には日本版の信頼性・妥当性を検討する必要がある。

◆ 原 健一委員

- ✓ 地域の実情に合わせた実施の方法も模索する必要性がある。
- ✓ 関係機関や被害者支援団体との連携は不可欠となる。
- ✓ 緊急対応を含んで他機関が連携していく上では、迅速に情報共有できるシステムの構築や守秘義務契約等、高セキュリティな情報整備も進めていく必要がある。

◆ 山崎菊乃委員

- ✓ 被害者が逃げ隠れせず安心して暮らしていきけるようにするためには、処罰や教育等の加害者対策が必須である。
- ✓ 本試行は一つのスタートである。
- ✓ 被害者・子どもの安全や人権を守るためには、加害者に処罰と教育を受けさせるための法整備が必要であると強く主張する。

目的

○多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シエルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になるとの指摘もある。○DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シエルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

民間シエルターの運営団体数の推移				
年度	H27	H28	H29	H30
団体数	125	115	108	107

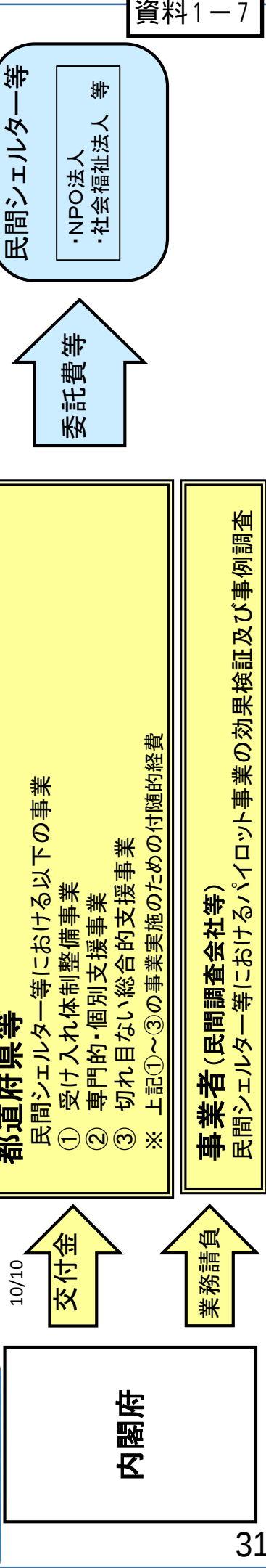
概要

- 1. 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 ※本交付金の事業の一つとして実施
 - ◆ 交付先 : 都道府県・政令指定都市、市町村 (特別区含む)
 - ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シエルター等の先進的な取組を促進するための経費 (以下①～③)
 - ①受け入れ体制整備に要する経費 (母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、安全性確保のための防犯設備にかかる経費 等)
 - ②専門的・個別的支援に要する経費 (心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費 等)
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費 (自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費 等)

※上記①～③の事業実施のための付随的経費

- ◆ 交付率等 : 国10/10 (交付上限: 1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円)
 - ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先
2. 民間シエルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

予算スキーム



1. 応募状況

■ 応募自治体数：25都道府県・指定都市

（※実施ベースでは、15都道府県、6指定都市、7市）

予算額	230百万円
応募額	311百万円

2. 主な取組

① 受入体制 整備事業

- 若年被害女性等に対する相談窓口の開設やアウトリーチ相談
- 様々な民間団体・専門家等の連携を実現するプラットフォームを構築し、多元的な相談支援を提供
- メール・SNSを活用した相談
- チャット相談等の実施及び電子カルテシステム導入による相談内容の管理
- 居場所のない若年女性のためのシェルター及びステップハウスによる入口から出口までの継続的支援
- NPOと自治体の協働による多言語相談対応のための情報整備及び人材育成

② 専門的・ 個別的支援 事業

- 専門コーディネーターを配置し、関係機関とのネットワーク構築・連携強化による包括的支援
- 被害者及び同伴児童に対する心理的カウンセリング、児童への学習支援
- 幼少期以前の虐待による複雑性PTSDなどを抱える若年女性に対する退所後も含めた専門的支援の実施・連携
- 入所者・退所者を対象とした専門家を含むサポートグループの実施及びファシリテーター養成
- トラウマインフォームドケアを通じた母子プログラム等の中長期支援による世代間連鎖防止
- 様々な専門職による講座を通じた被害者の心身回復支援、研修による職員のスキルアップ・連携促進

③ 切れ目な い総合的支 援事業

- 被害者及び同伴児童に対する社会復帰に向けたステップハウスでの自立・生活支援
- 妊娠出産期の被害者を対象としたメール相談、アウトリーチ支援、出産後の生活・就業支援
- 地域の被害者が気軽に立ち寄れる居場所の提供、専門家のオンライン相談やスマホ等を活用した見守り支援
- シェルター退所者との交流を通じた心身の回復及び被害者の支援者としての活動を支援
- シェルター退所後の住居を訪問し、生活支援、子育て等の相談、関係機関への同行支援等のアウトリーチ支援
- 退所者に対して支援計画を策定し、専門的支援や生活支援を継続して実施、及び支援員研修による対応力向上

DV被害者支援の充実のための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

地方公共団体が、増加・深刻化が懸念される配偶者暴力(DV)について、新型コロナウイルス感染症への対応として被害者支援の充実に向けた取組を行う場合も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となり得ます。

DV被害者支援強化事業

【民間シエルター等の拡充】

- ・被害者のニーズに対応するための専門的支援の実施や施設整備、携帯電話レンタル、感染症対策等に充当。

※以下はソフト事業の一例であり、DV被害者支援（相談・保護等）のための官民の事業に幅広く活用できます。ハード面（施設整備等）については、事業に附随する範囲で可能。

【DVオンライン相談】

- ・DVの相談窓口や男女共同参画センターが、DV被害者支援や専門家相談などをオンライン（WEB面談やSNS相談）で行う経費に充当。

【一時的緊急保護対応】

- ・DV被害者が緊急的に避難するためホテル等に短期滞在する場合の宿泊料、支援経費に充当。

【介護施設等（空室）を活用したシエルター拡充】

- ・介護施設等の空室を利用してDV被害者の一時的保護を実施した場合の、同行支援や備品購入を含む必要経費の一部補助、外部の専門的相談員による支援（避難後の人生設計の相談・助言や弁護士等との相談）のための経費等に充当。

緊急時
対応段階

継続・回復
段階

DV被害者、DV被害者支援機関、
DV被害者支援団体、社会福祉施設等

【目的】 DV被害者を支援したい（相談、保護等）

【主な関連】 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室